



行政の 焦点

労働者災害補償保険

(労災保険)においては、交通事故などの場合で、労災保険給付の原因である災害が第三者(被災者、事業主以外の者という)の行為などによって生じた災害を「第三者行為災害」として取り扱います。その際には、被災者等が第三者から先に損害賠償を受けた時は、その価格の限度で労災保険給付をしないことを「控除」といい、先に労災保険給付をしたときは、被災者が有する損害賠償請求権を労災保険給付の範囲内で取得し、相手方に請求することを「求

償」といいます。交通事故の場合、一般的には自賠責保険や任意

被災者の過失分は労災保険で負担するということになり、ただし、この取り扱いは、あくまでも労災保険給付が前提です。休業(補償)給付や障害(補償)給付など第三者から全額を保障してもらった場合であっても、特別支給金など一部請求できる場合もあります。

交通事故の中でも、最近では自転車が第三者になり、また、その場で「お互い様」として話をし、労災保険へ請求、求償の通知がいつて相手の方が不服を申し立てるといった場合もあります。また、他人の暴行による場合も多くなつてきており、殺人事件などの凶悪事件からささいなことを原因とした暴行までその内容は様々ですが、いずれも第三者行為として取り扱い、第三者に対して

ただくとスムーズな処理につながります。さらに、飼い犬に咬まれるといったケースもあります。飼い主に管理責任があつたと認められる場合には、飼い主に費用の負担を求めることとなりますが、書類の提出を求めた際に、「相手の人が勝手に手を出して咬まれた」「自分で治療費を負担すると言っていた」といった苦情が寄せられたり、請求人の会社から、「大事なお客さんだから費用負担を求めないで欲しい」との申し出があることもあります。そこで、労災請求手続きにあたっては、制度を十分に理解することが大切になります。

第三者行為災害(交通事故、他人の暴行)の取り扱い

保険に加入してはいますが、先に保険会社から損害賠償を受領している場合には、その額に達するまで労災保険給付を控除して残があればお支払することになり、労災保険給付を先にした場合には相手の過失分について保険会社に求償することとなります。簡単ないうと、第三者の過失分については、第三者に負担してもらい、

なるケースが目立ってきており、この場合、傷害保険などの任意保険に加入していれば自動車事故と同様の取り扱いになるのですが、保険加入しないと第三者に直接費用の負担を求められることとなります。自転車同士の事故であっても、転倒の仕方によっては、重大な事故となることもあり、大きな問題になることもあ

て費用の負担を求めていることになり、こういった災害の中には、医療機関や福祉施設などで患者や入所者から暴行を受けるといった場合もあります。第三者に責任能力が無い場合には求償はしないこととなりますので、災害発生状況には相手の方がどういった方か、負傷するに至った詳しい状況等を記載してい

以上、よくあるケースを簡単に説明しましたが、他にも様々なケースがありますので、わからないことがありましたら監督署までお問い合わせください。